

近世後期の関白と天皇・院——文政期を中心に——

長坂良宏

はじめに

近世の天皇・朝廷研究は、近年多くの研究蓄積を有し、大きな進展をみせている。高埜利彦氏の研究により、近世を通じた朝廷内統制機構や朝幕関係の展開の枠組みが提示された。⁽¹⁾その後、朝幕関係や諸機構、構成員、儀礼、学問、文化、社会と天皇権威など多岐にわたる研究成果が発表されている。⁽²⁾

一方で、近世後期に目を向けると、近世前期・中期に比して、その研究蓄積は浅いのが現状である。⁽³⁾また幕末における天皇・朝廷の政治的位置浮上をより詳細に理解するためには、近世後期の実証研究を蓄積していき、先学が明らかにしてきた事例と比較・検討していく必要がある。そこで本稿では、近世後期、特に文政期の朝廷と幕府の関係について考察を加えたい。

文政期を扱った主な先行研究として、高埜利彦氏、藤田覚氏、

佐藤雄介氏の研究が挙げられる。

高埜氏は、朝廷の自立化志向と幕府による朝廷統制の枠組みとの関係を考察し、「第一の変容」「第二の変容」と大きく二つの変容がある事を明らかにした。その中で、寛政期を「第二の変容」と位置づけ、尊号一件について「幕府の主導の下で將軍権力の補強のために朝廷の権威を協調させる時代の終焉を意味した」と評価し、「文化・文政期以降、内憂外患の国家危機を原因として、朝廷権威が協調の枠から逸脱し、自立の途を歩み始めた」とし、幕末に至る変容の道筋を示した。

藤田氏は、文政から天保にかけての様々な幕府政策等を発掘・分析し、当該期を「本格的危機体制の時代」と位置付ける。そして当該期の朝幕関係について「幕府側の、自身の朝廷官位を上昇させようという志向と、朝廷を統制するより融和を重視する路線

「と述べ、さらに徳川家斉の太政大臣昇進、世子家慶への従一位、修学院御幸、朝覲行幸、天皇号の再興など数多くの事例分析から、幕府が、朝廷権威に依存して將軍権威の強化、莊嚴化を図ろうとして、朝廷にいわばすり寄り寄る形で「公武殊和懇」という「公武合体」状況が生まれた」と述べ、幕府が朝廷側に「すり寄った」「統制より融和を重視した」関係であると評価している。

佐藤雄介氏は、「日常的なレベルにおける幕府から朝廷への財政的基盤の保障や支援を検討すること」によって、より具体的に朝幕関係の内実を明らかにしようと試み、禁裏財政の基本的な枠組みや「取替金」、定高制など、朝廷に対する幕府の具体的な財政保障の内実を明らかにしている。⁽⁵⁾ その中で文政から天保期については、従来のやり方だけでは、朝廷からの臨時の要望に応える事はできず、また口向定高の増額要望も認めなかったものの、京都町奉行や京都代官が取り扱っていた貸付金や京都代官管理の諸渡銀などを活用し、さらには、天保三年（一八三二）からは、奥定高金八百兩の他に、毎年最低銀十二貫目を必ず奥に渡す事ができるようにした（財源は余銀に加え諸渡銀）事を明らかにした。その上で、幕府から朝廷への財政的基盤の保障や支援を支えていたのは、京都町奉行や京都代官ら在京幕府役人であった事、財政保障の枠組みを超える禁裏からの要望にもある程度は対応していた事から、幕府はつねに禁裏があまり「不自由な」状態に置かれないうように、一定度の財政的基盤の保障や支援を適宜変更を加えつつ行っ

ていたとした。その理由を、朝廷を体制の中で無理なく存続・機能させるためであったのではないかと推測している。⁽⁷⁾

また幕末維新史研究では、家近良樹氏の研究が挙げられる。氏は、藤田氏の光格天皇時に天皇・朝廷権威の上昇が見られた事に對しては首肯するが、光格天皇と孝明天皇の間、仁孝天皇時と、安政前期の孝明天皇時に天皇・朝廷権威の上昇につながる動きが見られたのかを疑問として提示されている。⁽⁸⁾

こうした先行研究を踏まえ、本稿では、高埜氏の「朝廷が自立の途をたどった」という見通しや、藤田氏の幕府が朝廷に「すり寄った」「統制より融和を重視した」朝幕関係という評価の再検討、及び当該期の朝廷側の財政面の幕府への要望の実態を明らかにしたい。また光格上皇、仁孝天皇と血縁関係のない関白一条忠良との関係、その後任である関白鷹司政通との関係も含め、光格上皇、仁孝天皇と摂家の関係の把握、当該期における幕府の摂家への対応などを見ていきたい。当該期の朝廷および京都所司代等の人的構成については、別表1を参照して頂きたい。尚、史料の關字・平出はこれを省略し、史料中の（ ）内の記載は筆者による注である。

一 光格上皇・仁孝天皇と摂家

最初に光格上皇及び仁孝天皇と、当時摂関を勤めていた摂家との関係について見ていきたい。主にその待遇・処遇面から両者の

関係を考えていく。

【史料一】「山科忠言卿伝奏記 一」文化十一年十二月六日条⁽⁹⁾

一、未半刻許退出、不帰宅直酒井讃岐守（京都所司代酒井忠進）

宅行向、御内慮之趣申達訖如左、

別紙

鷹司前関白（鷹司政熙）当職多年無恙被相勤候而勤勞茂有之候間、家例年齢早速候得共、近来一列当職被勤候人二而每度被宣下候儀、其上年度々被召留廿箇年在職格別勤勞有之候故、旁此度准三宮宣下被仰出度被思召候 御内慮之趣関東江宜被申入候事、

十二月

別紙

准三宮宣下

鷹司家例

兼輔公

天文十一年正月七日六十三才

右讃岐守落手、関東江可申達之旨申答、当冬中御請有之候様可申達関白殿被命、其趣演説、讃州承諾、七日申達候旨殿下申入了、前関白である鷹司政熙への准三宮宣下についての朝廷と幕府のやりとりである。史料にもあるように、近年では、撰関経験者の大半はその後准三宮宣下を受けており、今回もその例に倣った事であった。政熙は鷹司家の「家例」と比較すると早いものの、

撰関在職二十年という勤勞がある事から、幕府に対して准三宮宣下を行いたいとの「内慮」が示され、それを伝奏は所司代へ伝えられている。この後、幕府から政熙への准三宮宣下を許可する旨が伝えられた事で、政熙は准三宮宣下を受けている。⁽¹⁰⁾ また政熙の跡を受け関白となった一条忠良も関白在職十年で准三宮宣下を受けている。⁽¹¹⁾

一方別表2の「撰家当主一覽」と今回の両名の宣下を比較すると、撰関在職十年以上の二条光平や近衛基熙、鷹司房輔、一条兼輝らは准三宮宣下を受けておらず、一条忠良との間でその待遇に差が出ている事が指摘できる。

次に撰家に対する幕府からの経済援助（恩典）について見ていきたい。まずは鷹司政熙の事例を挙げる。

【史料二】「山科忠言卿伝奏記 二」文化十一年十一月四日条

一、御附（禁裏附武士）申云、前殿下（鷹司政熙）就辞職自関東永々在職勵精鍊、每々被召留苦勞御満悦被思食候、（中略）是迄被遣候五百俵白銀五百枚、是迄之通年々御生涯之間被遣候旨申来、鷹司殿諸大夫相招申達候旨申聞候由也、関白殿（一条忠良）江申入置候、

政熙へ対していつ頃からかは不明であるが、米五百俵と白銀五百枚がこれまで渡されていたが、今後は生涯渡す事が決定している。

次に一条忠良について見たい。

【史料三】「山科忠言卿伝奏記 七」文政四年八月二十八日条

一、兩人召御前、関白殿（一条忠良）御代始之後精勤彼是被賞度、自関束心附ニも有之候歟、給物ニも可有之歟、相考取計有之候様被為有度叡慮之趣奉仰候、猶取調及言上旨申上候、武家伝奏兩人が仁孝天皇の御前に召され、仁孝天皇自身より、関白一条忠良の「御代始之精勤」に対して、幕府から心附や給物を出して貰いたい旨が伝えられている。ここから忠良への恩典は仁孝天皇から発せられたものと考えて良いであろう。これを受け伝奏は先例を取り調べる事になる。それが次の史料である。

【史料四】「山科忠言卿伝奏記 七」文政四年九月四日条

一、頃日蒙御沙汰候関白被賞賜物被為有度旨兩人取調候処、近衛准后（近衛内前）御三代当職精勤ニ付被仰遣、自関束心賜加羅并羽二重三十疋有之候、且亦有栖川宮故職仁親王御兩代和歌御師範、依之自関束心附在勤中現米百石宛被下候、右等以准抛先内談被仰遣方可有之歟、草稿等兩人参御前言上候、猶仙洞江御相談被仰進候、兩人参洞可申与有仰、兩人参院、御前言上候、各被聞食草稿之通宜被思候、尤先兩人内談之儀被思召旨申上有仰、再参内、参御前、院仰之旨言上候、被聞召、兩人和泉守江可内談仰有之候、

武家伝奏は先例について調べたところ、近衛准后（近衛内前）が桃園・後桜町・後桃園の三代にわたって撰関を精勤した事により、幕府から伽羅と羽二重を賜った事、また有栖川宮職仁親王が

後桜町・後桃園の御兩代の和歌御師範を務めた事により、師範を務めている間現米百石が宛がわれた事を発見している。伝奏はこれを准抛として所司代との内談を（天皇から）命じてもらうのが良いのではないかとし、この草稿を持参し、天皇へ言上した。天皇からはまず光格院へ相談するよう命じられる。院へ言上すると、院からは草稿の通りで良いとの返答があり、改めて参内し、仁孝へ光格院の仰せを言上し、仁孝から所司代と内談するよう命じられている。伝奏はこれを受け、四月十八日に所司代と会談し、先例が記された書面を渡し、幕府からの返答を待つことになる。十一月に入り、ようやく幕府からの返答が届く。以下に史料を挙げる。

【史料五】「山科忠言卿伝奏記 七」文政四年十一月廿六日条

一、辰半刻出宅、向同役宅同伴向松平和泉守、直面会依招也、関白殿依勤功賞賜有之度旨先達而兩御所思旨及内談候処、右内談御内慮等之訳二不拘、関白当今御在坊之間傳勤勞、且御代始御大礼無滞勤仕、毎々朝参用途繁多之旨於関東年々被聞及、以格別之儀現米百石宛在職中年々被宛行候旨達之覚書写_在二、_往来_一、兩人披見、早速可及言上同役被答候、

幕府は関白が仁孝天皇の東宮傳を精勤し、また関白に就任してからは御代始の大礼も滞りなく勤めた事などから、関白に在職中年に現米百石を宛がうと返答してきた。ここではこの関白への賞賜を「兩御所」、禁裏と院双方が望んでいると記されている事に留

意したい。

伝奏は早速参内し、この幕府からの返答を言上した。仁孝は「御感悦」とその喜びを表現している事がわかる。⁽¹²⁾ また仁孝からは、明日参院し院へも言上するよう命じられる。伝奏は翌日院へも言上するが、やはり「御感悦」とその喜びを表している。⁽¹³⁾

一条忠良の跡を受けた関白鷹司政通へも幕府からの経済援助があった。

【史料六】「鷹司政通記草」(宮内庁書陵部所蔵)文政十年閏六月

五日条

鷹司関白殿(鷹司政通)当職未数年無之候得共、別段勤勞も有之趣被聞召、(中略)外撰家方よりハ薄祿之儀候間、以思召職務中別段米五百俵年々可被進との御内意御所向御時宜心付可有之候、御両卿へ可及御内談旨年寄共より申越候事、

政通はまだ関白を勤めて数年であるが(政通は文政六年に関白となる)、「外撰家方よりハ薄祿」、つまり他の撰家と比較して、知行地が少ない事を理由に、毎年米五百俵が進上される事が決まっている。⁽¹⁴⁾ 一方で、忠良への「心附」の際に先例として登場した近衛内前(撰関在職二十四年)に対しては、こうした恩典は管見の限り見られない。

以上見てきたが、文政期における光格上皇・仁孝天皇と撰家の関係は、血縁関係にある鷹司政熙・政通父子だけでなく、血縁関

係のない一条忠良へも、仁孝自ら幕府に財政援助を求めている事から、その関係は決して悪くはなかったものと考えられる。また政熙や忠良、政通への財政援助は、歴代の撰関の在職年数や功勞等と比較すると、いささか手厚すぎる待遇と言えるが、これはむしろより幕府が、撰関(撰家)を厚遇するようになったと評価できるであろう。

二 朝廷から幕府への様々な財政援助要望

本章では、文政期に朝廷から幕府に対して交渉が行われた財政援助の案件について取り上げ、それに対する幕府の対応を見ていきたい。

事例一・文政二年(一八一九)御内儀御文庫新造

最初に、禁裏の文庫新造についての朝幕交渉を取り上げる。

【史料七】「山科忠言卿伝奏記 六」文政二年四月二十三日条

一、和泉守(京都所司代松平乗寛)申云、頃日及内談候御文庫御造立一件熟慮候、今年閏東條約年限中二候得者、如何可有之哉、御不自由ニハ可被為有候得共、乍恐是迄被為濟候事ニ候へハ如何様とも取計、今年之処御見合之方可然哉、夫共是非示談之事ニ候得者、以演説書可申達、左候ハ、以書面可及返答、(中略)兩人承知候、(中略)廿四日殿下(一条忠良)江申入候、

これより少し前に所司代へ新造について内談があったようであるが、所司代は、今年と来年は幕府は儉約中であるため、新造については来年までは見合わせてもらいたいとの意見を武家伝奏へ伝えていた。またそれでもどうしても願ひ出るのであれば、書面で申し入れをしてもらえれば、幕府側も書面で回答すると述べるなど、表向きに願ひ出れば、こちらも正式に回答すると述べている。この点は幕府側の強気の姿勢が窺えよう。

この内談から三年後、改めてこの新造の問題が持ち上がる。それが次の史料である。

【史料八】「国長卿記 三二」¹⁵ 文政五年六月二十九日条

一、一昨年御内儀被申出御内儀御文庫新造之儀、長橋被承知度追々御物増加候故、尚又更被申出之間、申立之候儀宜取計、且一昨年以來之処、両三日中可申入以大和被申出、尚相調可申入答了、即条々同役（広橋胤定）へ申入畢、

国長は長橋から文庫新造について現在どうなっているのか尋ねるよう指示を受け、同役の広橋胤定へ長橋からの指示を伝えてい

る。

【史料九】「国長卿記 三二」 文政五年七月二日条

一、御内儀御文庫一箇所新造之事、一昨年被申出候之処、于今無音如何成行有之哉之事過日同役（広橋胤定）へ申通候所、其節所司代（松平乗寛）参会、即被演候処、関東有略中故、右年限相済候後申立可然之旨申之候間、其旨御内儀へ申入

有之由同役被示、即此旨以伯耆申入、但過日更被申出之間、此節取調申之旨申入畢、

伝奏が再び所司代松平乗寛に尋ねたところ、現在幕府は儉約中であるため、その年限が過ぎた後に、改めて願ひ出るのがよいとの返答があった。これは先にみた文政二年の際と同様であり、幕府としては新規の支出を最大限抑える方針であったものと考えられる。伝奏はこの返答を御内儀へ伝えるが、御内儀からはその年限はいつまでなのか禁裏附武士に尋ねるよう指示を受けており、それを受け伝奏は禁裏附に年限を尋ね、未年（文政六年）までであるとの言質を得ている。¹⁶

附武士からの返答を聞いたにも拘わらず、奥からはさらに新造の許可を得られるよう、伝奏に働きかけを行っている。

【史料十】「国長卿記 三二」 文政五年九月十一日条

一、御内儀御文庫新造之事、御内儀御文庫御物清御品混合被納置候処、追々御物等相増御文庫狭少二相成、依之清御品別、二被納度年来御沙汰被為有候得共、廉立候儀、目的当之御例茂無之候故、御猶予被為有候処、此度和泉守幸参府有之候二付、何卒新造御内儀御文庫一箇所出来候様、和泉守厚勘弁有之度、此自御内儀被申出候、其許可然、勘弁以御准例宜取計有之度候事、

割書の部分では、早く新造してもらいたいのが、適当な先例もなく、また幕府へ「廉立」てすることにもなってしまうので、待つていたが、今度所司代が参府するとの事なので、その際にぜひ新造を許可してもらえよう願っている事がわかる。ここでは、この文庫新造は先例がない事、幕府側は基本的には儉約を理由に許可していかない事に留意したい。

この後どのような交渉が行われたのか管見の限り史料がないためわからないが、鷹司政通の日記に文庫の「手始」¹⁷⁾についての記載が確認でき、また文庫の「御模様変図」が議奏から伝奏へ提出されるなど、¹⁸⁾最終的に許可はされたようである。

事例二・文政六年（一八二三）新皇嘉門院跡女房からの薙髪願いと御入用銀申立

次に新皇嘉門院跡女房からの入用銀願について見ていく。新皇嘉門院とは、鷹司繁子の事で、鷹司政熙の娘である。文化十年（一八一三）に恵仁親王（後の仁孝天皇）の元へ入内するが、文政六年（一八二三）四月二日に死去してしまう。死後に院号と皇后を追贈され、新皇嘉門院となる。新皇嘉門院が死去してしまったことで、その御所と女院付の女房たちの処遇が問題となったのである。

【史料十一】「国長卿記 三三」文政六年九月二日条

一、新皇嘉門院上臈先達申立有之候四百金之事、関東返答有之、自紀伊守（京都所司代内藤信敦）申越書取、准后（新皇嘉門院）江年中両度金貳百両充被進候処、当月薨去二者候得共、御入用多彼是御不都合二付、当末年々ケ年分被進候様上臈より相願候書付、先達而拙者参内之節被相渡候付、関東江相達候処、無御抛趣ニ相聞候間、当年分之内、金貳百両被進候間、其段御達可申旨年寄共より申越

候事、九月

右三日関白殿（鷹司政通）入覽候、四日参本所桂殿以右衛門督局申入、上臈承旨被申出書取、五日被返畢、

死去した准后（新皇嘉門院）御所詰めの上臈から金子の拝領願いが出されたようであり、幕府はこれに対して、元々准后が存命であれば進上予定であった年間金四百両のうち、半金の二百両を支給することを決定し、これを武家伝奏に伝えている。伝奏はこれを関白へ伝え、その後本所桂殿（新皇嘉門院御所を指す）へ赴き、右衛門督局をもって上臈へ申し入れている。またこれとは別に御入用銀百貫目についても幕府へ要求している事がわかる。それが次の史料である。

【史料十二】「国長卿記 三三」文政六年十月二十一日条

一、新皇嘉門院御跡御入用銀上臈申立百貫目之事、関東返答書取附武士申越、其要、去年御物成銀江足被進銀等二而当年御定高江御備銀差加、凡銀高百九拾九貫目余之内、六拾五貫貳百目余者当正月より三月迄御入用之分引之、残銀之内二而御凶事并御仕仏式御遣方ニ相成候見込を以、凡残銀三拾三貫八百目余ニ可相成、且当時御收納米有高之内、御切米御扶持方差引残米百七拾四石余者、右引込臨時御用米も可有之候得共、残米之分ハ御払之見込ニ而凡代銀拾貫貳百目程ニ可相成候間、右残銀江差加凡之積ニ而、四拾四貫目余ニ相成候由取調候趣上臈差出之書付共江戸表へ相達候

処、右者此度被申立二依而被進銀之儀者不被及御沙汰、併入内後御手数不被為在御余銀御貯等御手簿二而、御手支之段無御余儀筋二相聞候間、別段之訳を以右御支払殘銀之分四拾四貫目余被進候間、其段可達旨年寄衆方申來候間、得其意可被相達候、右之段内藤紀伊守申聞候付、此段申上候事、九月右廿二日殿下（鷹司政通）申入、廿四日本所上臈申入之処、右之通二而者御納戸甚御不足難涉之由、尚可被申立哉之旨被示、

幕府はこれに対して本来は「不及御沙汰」、つまり渡す必要はないが、「無御余儀」ことであるため、殘銀四十四貫目余を進上すると返答している。このように本来であれば支出の必要のないものについても、朝廷からの要望があれば、幕府はある程度までは認めていて事が指摘できる。

またこれとほぼ同時並行で、新皇嘉門院付女房の薙髮願いが出されている。

【史料十三】「鷹司政通記」文政六年四月二十三日条

一、国長卿（武家伝奏甘露寺国長）伺条々、

一、女房薙髮願書被見了、

右一紙奉書四つ折

一、上ろうふみ廿八才、きく卅三才、御乳人右衛門督四十五才、年

より藤瀬卅九才、とせ二十四才、たつ三十五才

此六人髪をつみ、菩提寺つとめ申度願に御座候、

表使清田三十三才、御祐諸みね二十七才、三ノ間すか卅六才

此三人も髪をつみ、御菩提をつとめ申たく願ひ御座候、

上ろふ二人、御乳人御年より御扶持御切米毎々いままて

通二願候由、伝奏衆江長はし局御沙汰、かようにても御

申し下され候事、

つまり新皇嘉門院付の女房たちは、本来御所に支給される金銀の他に、個人にあてがわれる「扶持」「切米」もこれまで同様に、幕府から支給してもらいたいと願ひ出ているのである。この薙髮願いに対して幕府は次のように返答している。

【史料十四】「国長卿記」三三二 文政六年十月五日条

一、新皇嘉門院女房薙髮九人、先達申達之処、兩人可減之旨老中申達有之二付、自紀伊守（京都所司代内藤信敦）内談申越、依之一人者可減先達申達可然処、自老中申越候儀今一

応勘弁、今一人可被減過日内談有之、殿下（鷹司政通）申入置之処、今一人減少之事種々被加勘弁候得共、皆々愁申、

甚々六ヶ敷、依之両御所へも被申上候間、今一人減少之儀

難相成旨宜加勘弁可申達、今度総自関東厚被取扱、且於紀

伊守も色々厚被加勘弁候上、右被申入之事与門院御間柄別

斟酌被存候得共、無余儀子細も有之間、此旨宜可申達之旨

被命、関東六ヶ敷事に□候□□（虫損）称薙髮可被留哉に

候得共、何卒右八人薙髮願之通被仰聞度被命了、

幕府は薙髮する女房たちの人数を二人減らしてもらいたいとの

要望を出しており、朝廷側も一人は減らす事は認めたものの、もう一人減らす事については難色を示している。朝廷側は薙髪と称して実際には髪を下ろさないという案や、「門院御間柄格別斟酌」と、新皇嘉門院が鷹司政熙の娘である事から、政熙と血縁関係にある光格上皇、仁孝天皇とも血縁にあるとの「間柄」を持ち出すなどして、八人の薙髪を認めてもらうよう、幕府へ再度願ひ出ている。なぜ薙髪する人数に幕府がこだわっているのかについては、後述する。

幕府はこの朝廷側からの再度の願ひを結局は認める事となり、八人の薙髪が認められている。⁽¹⁹⁾しかし、御所詰め女房への下賜米については、次のように制限を設けている。

【史料十五】「鷹司政通記」文政六年十月二十七日条

一、従関東本所女房薙髪輩御雇、是迄之通米可賜、自余輩御一
周忌迄可賜、而有付次第返上可有云々、就長橋披露、則可
申渡云々、従武伝以本所取次申渡云々、

薙髪した女房たちへの下賜米については、これまで通りとし、それ以外の者たちへの下賜米は新皇嘉門院の「一周忌」までとする事を伝えられている。ここから、幕府が薙髪する人数を減らすことにこだわっていたのは、彼女たちへ、おそらく生涯にわたって、幕府が米を下賜しなければならなかったため、その負担を減らす必要があったからであろう。しかし、薙髪しない者たちへの支給については、一周忌までという、時限的措置を取る事で、その支出抑

制に努めている事に留意したい。

事例三・内侍増員をめぐる朝幕交渉

最後に内侍の一人増員を巡る朝幕交渉を見ていきたい。

【史料十六】「国長卿記 三一」文政五年八月八日条

一、長橋局被及老年所勞等有之、内侍御用向自然御不自由二相成、甚被恐入、依之、掌侍一人御雇被仰出度先達掌侍御雇之儀彼是武家申候得共、於掌侍御雇無之事二成行而者、尚更如何敷、已宝曆・安永之比御雇有之間、兩人（武家伝奏 広橋胤定・甘露寺国長）尚勘考宜取計以女房被申出、尚可申演答畢、九日附武士申達、

長橋局から、自身が老年となり、御用向きを行うのに不自由になったため、掌侍一人を新規に雇ってもらいたいとの願書が武家伝奏へ提出されている。宝曆・安永期に「御雇」した先例も付しており、決して新規の事案でない事を強調している。伝奏はこれを禁裏附武士に伝えている。

この願ひに対して所司代から以下の返答が到着する。

【史料十七】「国長卿記 三一」文政五年八月十日条

一、内侍御雇之一件書取一紙、和泉守（京都所司代松平乗寛）申達之処、老人病氣人体有之とて、御雇被召出候而者、際限無之儀
尤丑年内侍一人当分御雇有之候得共、是者御讓位万端御用多、其上追日兩御所（光格上皇・仁孝天皇）之内へ被召抱、御讓位後御人増二者不相成候て、全当分之御雇平常二候へとも相違、此度之見合二者難相成儀、尚勘弁有之候様申子細

長橋からの願ひに対し、所司代は勤仕している長橋がいくら老

年とはいえ、そのつど新規に雇い入れているは際限がない。丑年（文化十四年を指すと考えられる）に内侍を一人当面の間雇ったのは、光格天皇の讓位の準備や、その後院御所・禁裏御所へ召し抱えられており、光格天皇の讓位後に内侍の人数が増加している訳ではないため認められたものであり、今回は平常時の事でもあり、増員の願いは見合わせてもらいたいと返答している。この所司代からの返答に対し、長橋は従来の主張を再度繰り返して伝奏に再度掛け合ってもらいたいと述べ、さらに「自然於被申触差支之事候ハ、自御所藏賜候様取計有之度旨被申出」と、内侍を雇うための米などを禁裏藏より出しても構わないと、幕府からの新規の財政支出を求めない事まで述べている。

こうした長橋及び武家伝奏からの再度の申し入れに対し、幕府はこれまでの方針を変更し、雇い入れの許可を出す。

【史料十八】「国長卿記 三十三 文政六年七月二十七日条

一、此節内侍御無人、依之御雇被召出之事先例不容易之旨言上
有之事故、於今度茂同様之事候得共、誠無抛御手支之事、
来年新内侍重服相済出勤迄之御雇可被仰出旨自関東申越由
紀伊守（京都所司代内藤信敦）申旨書取、附武士附之、廿
九日殿下（鷹司政通）入覽、如例宜取計之旨被命、以女房
申入、

所司代は「不容易」事ではあるが、「誠無抛御手支」であるため、新内侍の重服が明け勤仕できるまで雇い入れを許可すると返答し

ている。⁽²¹⁾つまりあくまでも新規の増員ではなく、時限的措置である事に留意したい。

以上三つの事例をみてきたが、いずれも元々は幕府側が難色や拒否していたが、結果を見ると先例が無いものでも、「無余儀」「無抛」と幕府側が譲歩し、朝廷側の希望が通っている事がわかる。しかしこれらの事例は毎年発生する支出ではない事、また時限的措置が取られているものであり、幕府の恒常的な支出ではない事を強調しておきたい。

三 公家衆の財政窮乏と知行加増・役料願

公家衆の財政窮乏はすでに先学が明らかにしているように、寛延・宝暦年間から見られ、その際に拝領金、拝借金願いを武家伝奏を通じて幕府側へ出されており、⁽²²⁾近世中期から恒常的な問題となっていた。当該期においても、公家衆救済のために拝領金や拝借金は支給されている。⁽²³⁾またその拝借金の延納願いも、次の史料にあるように、毎年のように出されていたようである。

【史料十九】「国長卿記 三十三 文政六年七月八日条

一、小祿人々拝借金返上・延納并御救金拝領願書十一通、覽殿
下（鷹司政通）於里亭小時返給、

幕府が拝借金を抛出しても、それを返す目途も立たず、延納願いを提出し、同時並行で拝領金願い等も提出するなど、悪循環に陥っている状態にあったといえよう。

こうした中、朝廷側から、公家衆への知行加増の願いと役料支給の願いが、当時の老中である水野忠邦へ出されている。

【史料二十】「文政十三年堂上以下加増之件二付武辺返答留」⁽²⁴⁾

文政十三正十三答

堂上方何茂小禄困窮二候内取分三十石以下之衆者、別而必迫二而、今日之調度類茂近年追々高価二相成、自然取続勤之儀茂難出来、中二者心得違之向等有之、不絶御世話も有之候得共、元来小禄貧窮より起候事故、嚴敷御取計茂難相成、又者禁中より無抛向江者御救等被下候得共、是以追年出方多候間、難御行届被成候、依之兼而松平周防守江も御噂被置候通、三十石以下之堂上方江者、少々宛御加増被成下候様被成度候処、左候而者、五十石以下之衆茂何角可申出、其分江茂御取扱有之候得共者、又百石以下之衆と申様二相成、末二者御大造之儀二付、迎茂被仰上茂難相成候付、厚被御思惟候処、禁中百官之分伝奏衆・議奏衆・評定衆等之外、役俸茂無之候間、重而少々宛二而宜候間、其役々定人数丈役俸被宛行候様相成候者、勤仕之分者勿論、其外迄茂自然慎触相成、禁中御取締之事二候、且又役俸之方者、御加増より格別相減定高二茂有之、永代不動事故、却而閑東より之御世話少候間、右之儀御都合次第被仰進候様被成度旨水野越前守（老中水野忠邦）当地勤役中御逢被成候節、被仰聞候付、関東江申達候処、御所向役之内二者掛り

役二而茂御手当等不被下茂多分有之哉二相聞候、臨時拝借御手当筋と茂違ひ数年済来候事二而、新規役俸被下候義者、後來之御定二茂相成、不容易儀二付難被及御沙汰候間、其段程触御達申上候様年寄共より申越候事、

三十石以下の公家衆たちの窮乏について触れ、中には「心得違」を起す者もあり、治安も乱れて来る事、禁裏からも世話をしているが（前述の救済金や拝借金）、それでも追いつかない状況になっている。そうした状況について、水野の前任である松平周防守康任に相談した所、三十石未満の者へ加増をすれば、今度は五十石未満、ついで百石未満と際限なく求められ、「大造」になってしまひ、とても幕府へ相談できる事ではないとの返答があった。そこで、禁中百官のうち、伝奏や議奏、評定等は役料を（幕府から）拝領しているが、それ以外の者たちは拝領していない。そこで少しずつでも構わないので、その役に就いている者たちの人数を定め、彼らへも役料を支給してもらいたい。そうすれば、禁中の取締も良くなり、また役料は変動がないため、かえって幕府の負担も軽くなるのではないかと（水野が所司代勤役中に）幕府へ相談してもらおうようお願いを出した。これに対して、水野は「御所向」役の中には、「掛り役」（常置の役）で手当等がない者も多く居ると聞くので、臨時の拝借とは違い、数年で済む話ではなく、また先例なってしまうため、容易には沙汰する事は難しいと返答している。ここから、幕府は臨時的な支出については許容してい

たが、恒常的な支出に対しては難色を示している事がわかる。また朝廷側が、武家伝奏や議奏だけでなく、朝廷内の各役に対しても幕府より役料を支給してほしいと主張している事に留意したい。幕府から拒否された役料支給であるが、再度朝廷から幕府に対して働きかけが行われている。次の史料は【史料二十】の後半にあたる。少々長いが重要な箇所であるため、全て引用したい。

【史料二十一】「文政十三年堂上以下加増之件ニ付武辺返答留」

当時百官百司之分少々宛録物被宛行度、先達而被仰入置候件々、関東江御申達有之候所、数年済来候事ニ而、新規役俸被下候義者不容易儀ニ付、御沙汰難被及旨此程御対面之節委細被仰述候趣被成御承知、御尤之儀ニ思召候、其上推而被仰入候義者如何なから元来右御内談被仰入候御趣意者、先達而茂被仰述候通、堂上何レ茂小禄困窮ニ而、其外地下官人家禄無之上、節会其外公事毎度無下行ニ而參勤之者多有之、一統愁歎罷在、堂上初地下官人一統小禄或ハ無禄故困窮ニ迫り不宜之行状も有之歟ニ相聞候、兼而両御所（光格上皇・仁孝天皇）・関白殿（鷹司政通）多年不便ニ思召、御心痛被為在候御事ニ御座候、此御時節柄実ニ古今希有之御治世ニ而、文学故実ヲ被追、万事旧儀ヲ被賞候御事、古今未曾有之御治世ニ候事者、偏ニ御仁政且者諸役明断格別之御事、実ニ叡感御満足之御事ニ而、其外御孝道茂厚被感候程之御事茂被為在候御儀、其驗數歳之後ニ相及、万代亀

鑑ニ被成度、右件々之振合如何様共成被進候得者、御光沢數千歳之後迄相残、師範一人儀刑四海せられ候、御仁息無窮ニ残り、両御所厚キ叡慮不空相成、誠ニ以広太之御事ニ被為在候、尤新規役俸ニ而者、不容易御事ニ可在之候得共、御再興ト申御事ニ而位田・職田之形聊宛ニ而茂被宛行度思食、御内談被為在候御趣意ニ御座候、御用脚莫太之御事ニ候者、関東御物入多御時節御斟酌可被成候得共、格別広大之御事ニ而も無之、当時如此公武一致上下和睦格別目出度御時節ニ無之候而者、又々御時節難計候間、何卒少々宛ニ而も成被進候者、其振合ニ依俸録位田・職田・録物等之中、其道ニ相応シ候様御評議御差略可被成候間、何卒御内談之通少々ニ而も成被進候様別段厚御勘考ひたすら頼思召候、若右之御振合者難調筋ニも御座候ハ、宝永二年御増地被進候御例茂御座候間、其筋之御振合又者寛政年中御所々々江御定高之外、御賄金年々被進候御振合ニ相成候ハ、夫ヲ以夫々江少々ツ、被宛行候様、何卒右等之中格別目出度御時節柄、別而厚キ御勘考有之候様願思召候、万一御評議御憐愍之御沙汰ニ茂相成候得者、不被仰立從関東被仰進候様ニ相成候得者、不一方御満足ニ可有之、於一統も誠畏入候事ト思食候、

役料支給への幕府からの反対を受けて、現在、堂上公家や地下官人が非常に困窮しており、地下官人は家禄もなく、節会などで

参仕しても下行米も出ない状態である事、またそうした状況から不行状に及ぶ者も出てきており、院や天皇、関白鷹司もずっと不憫に思っている事を述べ、朝廷の窮状を訴えている。また今の幕府（家齊）の治世に対して、「万事旧儀ヲ被賞候御事、未曾有之御治世」であるとし、大変な仁政であり、光格院、仁孝天皇ともに大変満足している事を述べる。新規役料は無理であるならば、「御再興」という事で、位田・職田を少しでもよいので、宛がってもらいたい。⁽²⁵⁾ 当時は「公武一致上下和睦格別」の時であるので、御勤考をお願いしたいとしている。もしそれでも難しければ、宝永期の御増地の例をもつて、寛政期の御所への賄金等の振り合いでそれを少しずつ各々へ宛がってもらいたいと願いを出している。

この朝廷の返書からいくつか指摘しておきたい。第一に、寛政期から当該期にかけての、幕府の朝廷に対する様々な援助への感謝の表れ、またそれが光格院、仁孝天皇両御所から出されている事、あくまで治世は將軍にあり、仁政を行っているという認識を院も天皇も持っているという事である。援助を引き出すための方便であるとしても、そこに幕府への反感、あるいは対抗という意識は読み取る事はできない。第二に、朝廷側の当時の朝幕関係の認識が「公武一致」である事や、これまで幕府が行ってきた寛政期の内裏造営、修学院御幸、朝覲行幸といった「御再興」を持ち出し、それを理由に宛行を望んでいる事である。この点は、藤田氏の言う「朝廷のねばり強さ」が現れているといえよう。一方幕

府は、朝廷が朝廷内の各役に対して、幕府から役料を支給してほしいと願っていた事がわかり、また幕府は臨時の出費には柔軟な対応をしたが、恒常的な出費については、明確に拒否している事がわかる。

おわりに

本稿で明らかになった点について最後にまとめ、文政期の朝廷と幕府の関係についての実態を述べたい。

第一に、光格上皇・仁孝天皇と一条忠良の関係について。忠良への准三宮宣下や忠良に対する幕府からの財政援助等を見る限り、その関係は決して悪くなく、良好なものであった考えられる。光格は自らの血縁に当たる政熙と朝廷運営を協調して行ってきた事はすでに指摘したが、仁孝天皇についても、血縁という繋がりはないが一条忠良へは信頼を置いていたものと考ええる。

第二に、摂家と幕府の関係について。准三宮宣下や摂関への財政援助などの事例を近世中期の摂関と比較して考えると、当該期の幕府の財政状態や、財政窮乏している公家衆への対応と比較すれば、より厚遇したと評価できないだろうか。またそれは尊号一件で幕府寄りの姿勢であった鷹司家だけでなく、摂家五家（特に摂関就任者）を厚遇したといえると考ええる。

第三に、朝廷からの幕府への財政援助要請について。先例がないもの（御内儀文庫新造）や最初は幕府が難色を示していた事案

についても、最終的には許可している。この点についてだけ言えば、佐藤氏が指摘したように、「幕府はつねに禁裏があまり「不自由な」状態に置かれないう、一定度の財政的基盤の保障や支援を適宜変更を加えつつ行っていた」との評価は妥当と考える。

一方、家禄増加要求や役料支出の要請といった、いわば恒常的な(恒久的な)支出になるものについては、朝廷からの強い要望があったとしても、許可していない。上記述べた撰関への財政援助も「在職中」「生涯」など期限を区切っているものであり、また家禄が他撰家よりも少ないとの理由でも、知行地を増やすのではなく、現米支給となつている。⁽²⁷⁾この事から、幕府は臨時的な支出、一時的な支出については、かなり柔軟に対応したが、恒常的な支出になるものについては、原則認めていない事がいえる。

役料の支出について。朝廷は武家伝奏や議奏以外の、御所内で役を担っている者たちへ役料を支出してほしいと願っている。⁽²⁸⁾幕府はこれを拒否したが、もし幕府が認めれば、朝廷がより幕府に内包されていく、丸抱えになる事となり、藤田氏の言を借りれば、朝廷がより幕府へ「すりより」と評価できるのではないかな。光格院や仁孝天皇は、寛政期の太上天皇の尊号を求めた時のように、幕府の許可を得ずに強行するという姿勢は見受けられず、幕府に対して財政援助を期待している事が指摘できる。また(援助を引き出すためだとしても)将軍が治者であり、仁政を行っている」と文言で表明している事は重視すべき点であり、当該期の上

皇・天皇に幕府への対抗や反感という動向を見る事はできない。

これまで検討してきた諸事例から、文政期の朝廷と幕府の関係について、その実態について述べたい。幕府は、藤田氏が明らかにした朝覲行幸の再興、修学院御幸、今回明らかにしたあるいは撰家に対する恩典、文庫新造、内侍増員等、朝廷からの費用等財政援助については、原則認めていた。しかし、それらはいくまで臨時的な支出であり、恒常的な支出になると、原則認めない方針であった。こうした点から言えば、徳川家斉の太政大臣昇進、家慶への従一位等、朝廷権威を利用した事は確かであるが、朝廷に「すり寄っ」ている訳ではない。佐藤氏の指摘のように一定度の財政的基盤の保障・支援は行っていたが、そこにはそれが臨時であるという事、恒常的な支出や家禄増地といった事については明確に拒否しているなど、融和だけでなく、統制内における融和と言った方が妥当ではないだろうか。一方で朝廷は幕府から多くの財政援助を引き出したが、御所内の役にまで幕府より役料を支給するよう願う等、むしろ朝廷の方がより幕府へ「すりより」を見せており、より朝廷が幕府に内包されていくという評価ができるのではないかと考えている。

(1) 高埜利彦「江戸幕府の朝廷支配」(同『近世の朝廷と宗教』吉川弘文館、二〇一四年、初出一九八九年)。

(2) 多くの研究成果があるため、ここではその列挙を省略する

- が、研究史整理として久保貴子「近世朝幕関係史研究の課題」(同『近世の朝廷運営』岩田書院、一九九八年、初出は一九八九年)、山口和夫「近世天皇・朝廷研究の軌跡と課題」(『講座前近代の天皇 第五巻 世界史のなかの天皇』青木書店、一九九五年)、西村慎太郎「近世天皇をめぐる研究動向と課題」(『人民の歴史学』第二〇〇号、二〇一四年)、田中暁龍「近世の天皇・朝廷研究の到達点と課題」(『歴史評論』七七二、二〇〇八年)、「江戸幕府と朝廷財政」(『歴史評論』七七二、二〇一四年)等。
- (7) 佐藤雄介「京都町奉行・京都代官と朝廷財政―文政と天保期を中心に―」(『史学雑誌』第一八八編第三号、二〇〇九年)
- (8) 家近良樹「幕末の摂関家支配」(『中央史学』第二十九号、二〇〇六年)
- (9) 宮内庁書陵部所蔵。記主の山科忠言は、文化十年(一八一三)九月十五日から文政五年(一八二二)六月十三日まで武家伝奏を勤めた。
- (10) 「山科忠言卿伝奏記 三」文化十二年正月二十九日条。
- (11) 「広橋胤定公武御用日記 二」文政十二年八月二十七日条。当該史料は国立公文書館所蔵であり、記主である広橋胤定は、文化十四年(一八一四)八月十二日から天保二年(一八三一)正月二十三日まで武家伝奏を勤めた。
- (12) 「山科忠言卿伝奏記 七」文政四年十一月二十六日条。
- (13) 「山科忠言卿伝奏記 七」文政四年十一月二十七日条。
- (14) 藤田氏はこの政通への恩典が、天皇への金二千両、上皇への銀千貫目毎年支給と同事に伝えられている事を指摘しており、家齊太政大臣昇進を認めた朝廷への「御礼」(経済的支援)と捉えている(藤田前掲注『近世天皇論』二四六頁)。
- (15) 国立公文書館所蔵。文政五年(一八二二)から天保七年(一八三六)まで武家伝奏を勤めた甘露寺国長の日記。尚、「国
- (3) 藤田覚氏は、文政から天保期の朝廷と幕府の関係に関する研究について、「きわめて乏しい現状にある」とし、幕末維新期とこの時期をつなげるためにも、基礎事実の発掘から始めて研究を深める必要があると述べている(藤田覚「天保期の朝廷と幕府―徳川家齊太政大臣昇進をめぐる―」(『日本歴史』第六六六号、一九九九年)、後同著『近世天皇論』(清文堂、二〇一一年)二二〇頁)。
- (4) 藤田覚『近世政治史と天皇』(吉川弘文館、一九九九年)四〇頁。
- (5) 前掲注3『近世天皇論』二四六頁。
- (6) 佐藤雄介「十八世紀の京都所司代と朝廷―取替金を中心に―」(『論集きんせい』第29号、二〇〇七年)、「近世後期の朝廷財政と江戸幕府―寛政と文化期を中心に」(『近世の天皇・朝廷研究』第1回大会成果報告集、学習院大学人文科学研究所、

長卿記 三三」は表紙には「文政十年」とあるが、その内容は文政六年のものである。

- (16) 「国長卿記 三一」文政五年七月三日条。
- (17) 「鷹司政通記」文政六年九月二十六日条。
- (18) 「国長卿記 三三」文政六年九月六日条。
- (19) 「鷹司政通記」文政六年十月二十六日条。
- (20) 「国長卿記 三一」文政五年八月十一日条。
- (21) 尚、新規に雇われたのは今城定成の娘で、今城嬉子であり、満喜と称された(「禁裏取次詰所日記」文政六年十月十五日条(『仁孝天皇実録』(ゆまに書房、二〇〇六年十月))。
- (22) 高梵前掲注1『近世の朝廷と宗教』六十六頁。
- (23) 佐藤前掲注6「近世後期の朝廷財政と江戸幕府―寛政と文政を中心」六十九頁。
- (24) 宮内庁書陵部所蔵。鷹司本。
- (25) 位田・職田の再興については、文政九年頃から、幕府側と交渉していた事が先学で明らかにされている(前掲注藤田5『近世天皇論』二四六頁)。
- (26) 宝永二年(一七〇五)に幕府は朝廷に一万石を献上し、以後禁裏御料が三万石となる。
- (27) 天和二年(一六八二)に、一条家、鷹司家が五百石ずつ増加を受けるなど、近世前期には家禄の増加も見られる(山口和夫『朝廷と公家社会』(『日本史講座 六 近世社会論』東

京大学出版会、二〇〇五年)所収。

- (28) 村和明氏は、公家への役料について「幕臣への役料と同様に、基本的な性格は堂上公家に將軍が宛行う知行・俸禄の補填であり、知行・俸禄同様に、將軍が期待する機能を朝廷が十全に果たすために給付されたと思われる」と述べ、「近世の公家に対する最上の加恩は、幕末の例からみても、近世を通じて家領の増加であったと考えておくべき」としている。一方で、「公家の役料観が常と同様であったことを意味するものではない」とし、役料観の認識の変化については検討すべきものと考ええる(村和明『近世の朝廷制度と朝幕関係』東京大学出版会、二〇一三年)八十頁及び九十五頁注一五〇。
- (29) 藤田氏は水野忠邦が朝覲行幸の再興、その費用の抛出の際に、「公武一体」「公武御為第一」というように、朝幕関係の安定に深く配慮し対応し、幕府財政よりも朝幕関係の安定という課題を優先したとするが(藤田前掲4『近世政治史と天皇』二一五頁)、同じく幕府財政の問題で、水野忠邦が、【史料二十一】等で、朝廷からの要望や「再興」にあたる位田・職田を宛がうことに難色を示している事実も含めて、天保期の朝幕関係のあり方を考える必要がある。また朝廷側も「公武一致」など、朝幕関係の安定を強調している点も踏まえる必要があると考える。

(附記) 本稿は二〇一四年九月二十七日に行われた「近世の天皇・朝廷研究第三回大会」シンポジウム「近世後期と幕末の関白・天皇」での報告を当日頂いた御意見や御批判を踏まえて加筆・修正したものである。当日御意見・御批判を頂いた方にはここに記して感謝申し上げます。

別表 1 文化末から文政期の朝廷内構成

	在職期間	備考
天皇	仁孝	
上皇	光格	文化12年讓位
関白	鷹司政熙	寛政7年(1795)11月16日～文化11年(1814)9月16日 光格上皇の従兄弟
	一条忠良	文化11年(1814)9月16日～文政6年(1823)3月29日
	鷹司政通	文政6年(1823)3月19日～安政3年(1856)8月8日 仁孝天皇のはとこ
武家伝奏	山科忠言	文化10年(1813)9月15日～文政5年(1822)6月13日
	広橋胤定	文化14年(1814)8月12日～天保2年(1831)1月23日
	甘露寺国長	文政5年(1822)6月13日～天保7年(1836)8月27日
京都所司代	酒井讃岐守忠進	文化5年(1808)12月10日～文化12年(1815)4月15日
	大久保加賀守忠真	文化12年(1815)4月16日～文政元年(1818)8月2日
	松平和泉守乘寛	文政元年(1818)8月2日～文政5年(1822)9月3日
	内藤紀伊守信敦	文政5年(1822)9月3日～同8年(1825)4月8日 在職中死去
	松平周防守康任	文政8年(1825)5月15日～同9年(1826)11月23日
	水野越前守忠邦	文政9年(1826)11月23日～同11年(1828)11月22日
松平伯耆守宗発(資始)	文政11年(1828)11月22日～天保2年(1831)5月25日	
禁裏附武士	曾我豊後守助弼	文化14年(1817)2月2日～文政3年(1820)8月13日
	渡辺筑後守幸	文政元年(1818)5月19日～同5年(1822)12月1日
	森川美濃守氏昌	文政3年(1820)9月10日～同8年(1825)5月9日
	松平伊勢守定朝	文政5年(1822)12月1日～同10年(1827)8月9日
院附武士	渡辺阿波守胤	文化12年(1815)1月20日～文政2年(1819)1月11日
	小笠原豊前守直信	文化12年(1815)1月20日～文政9年(1826)1月11日
	喜多村石見守正秀	文政2年(1819)1月11日～同3年(1820)10月8日
	成瀬因幡守正育	文政3年(1820)10月24日～同10年(1827)11月24日
	永井筑前守直莞	文政9年(1826)1月30日～天保5年(1834)12月27日

※『日本史総覧 補巻Ⅱ』(新人物往来社、1986年)、『新訂増補国史大系 公卿補任 第五篇』(吉川弘文館、1982年)、『大日本近世史料 柳宮補任』(東京大学出版会、1983年)を元に作成した。

文化末から文政期の大臣構成及び摂家当主

文化12年(1815)：鷹司政熙関白辞職翌年

関白	一条忠良	42才	1月4日左大臣辭退
左大臣	近衛基前	33才	1月4日右大臣より転任
右大臣	徳大寺実相	63才	1月4日任、2月26日辭任
右大臣	鷹司政通	27才	2月26日權大納言より越官、左大臣
内大臣	花山院愛徳	61才	文化11年9月28日任、2月26日辭任
内大臣	二条斉信	28才	2月26日任、兼任左大臣

文政3年(1820)：忠良の次席であった近衛基前が死去

関白	一条忠良	47才	
左大臣	近衛基前	38才	4月18日辭大臣隱身兵仗等
左大臣	鷹司政通	32才	6月1日右大臣より転任
右大臣	花山院愛徳	66才	6月1日任、10月15日辭
右大臣	二条斉信	33才	10月15日内大臣より転任、左大臣
内大臣	三条公修	47才	10月15日任、右大臣

文政6年(1823)：一条忠良関白辭職

関白	一条忠良	50才	3月19日辭関白氏長者隱身兵仗等
関白	鷹司政通	35才	3月19日關白
左大臣	鷹司政通	35才	
右大臣	二条斉信	36才	3月21日院執事(前任は政通)
内大臣	九条尚忠	26才	

文政13年(天保元年・1830)

関白	鷹司政通	42才	
左大臣	二条斉信	43才	院執事
右大臣	九条尚忠	33才	
内大臣	近衛忠熙	23才	左大臣

『新訂増補国史大系 公卿補任 第五篇』(吉川弘文館、1982年)を元に作成した

別表2 撰家当主一覧

近衛家

名前	生没	没年齢	権大納言	内大臣	右大臣	左大臣	太政大臣	撰関	准三宮	撰関在職年数	実父
信尋	慶長4年(1599)～慶安2年(1649)	51	13	14	16	22				7年	御陽成天皇
尚嗣	元和8年(1622)～承応2年(1653)	32	13	19	21	26				3年	近衛信尋
基熙	正保5年(1648)～享保7年(1722)	75	11	18	24	30	62			14年	尚嗣
家熙	寛文7年(1667)～元文元年(1736)	70	11	20	27	38	44		59	7年	基熙
家久	貞享4年(1687)～元文2年(1737)	51	11	25	29	36	47		51	11年	家熙
内前	享保13年(1728)～天明5年(1785)	58	9	16	18	22	41		50	24年	家久
師久(経熙)	宝暦11年(1761)～寛政11年(1799)	39	9	19	27			×			内前
基前	天明3年(1783)～文政3年(1820)	38	15	17	32	33		×			師久(経熙)
忠熙	文化5年(1808)～明治31年(1898)	91	12	17	40	50				2年	基前
忠房	天保9年(1838)～明治6年(1873)	36	14	26		30		×			忠熙

九条家

名前	生没	没年齢	権大納言	内大臣	右大臣	左大臣	太政大臣	撰関	准三宮	撰関在職年数	実父
兼孝	天文22年(1553)～寛永13年(1636)	84							36	5年	二条晴良
忠栄(幸家)	天正14年(1586)～寛文5年(1665)	80	19		22	27				10年	九条兼孝
道房	慶長14年(1609)～正保4年(1647)	39	13	24	32	34				1年	九条幸家
兼晴	寛永18年(1641)～延宝5年(1677)	37	14	24	25	31		×			鷹司教平
輔美	寛文9年(1669)～享保14年(1729)	61	12	25	36	40				13年	九条兼晴
師孝	元禄元年(1688)～正徳2年(1713)	26	12					×			九条輔美
幸教	元禄13年(1700)～享保13年(1728)	29	19	27				×			九条輔美
種基	享保10年(1725)～寛保3年(1743)	19	11	15				×			九条幸教
尚実	享保2年(1717)～天明7年(1787)	71	29	34	39	43	64		71	12年	九条尚実
道前	延享3年(1746)～明和7年(1770)	25	9	14				×			九条尚実
輔家	昭和6年(1769)～天明5年(1785)	17	10					×			二条道前
輔嗣	天明4年(1784)～文化4年(1871)	24	16					×			二条治孝
尚忠	寛政10年(1798)～明治4年(1871)	74	14	27	27	50		59			二条治孝
幸経	文政6年(1823)～安政6年(1859)	37	20					×			鷹司政通
道孝	天保11年(1840)～明治39年(1906)	66	23					×	71	7年	九条尚忠

※『新訂増補国史大系 公卿補任』(吉川弘文館)を元に作成した。

※数字は年齢/撰関在職年数の欄はその在職した年数

一条家

名前	生没	没年齢	権大納言	内大臣	右大臣	左大臣	太政大臣	撰関	准三宮	撰関在職年数	実父
兼澄 (昭良)	慶長 10年 (1605) ~寛文 12年 (1672)	68	10	15	17	25				13年	後陽成天皇
教輔 (教良・伊斐)	寛永 10年 (1633) ~宝永 4年 (1707)	75	15	18	23			×			昭良
兼輝 (冬経・内房)	慶安 5年 (1652) ~宝永 2年 (1705)	54	12	21	26					11年	教輔
兼香	元禄 5年 (1652) ~宝永 2年 (1705)	60	17	31	35	46	55		60	10年	鷹司房輔
道香	享保 7年 (1722) ~明和 6年 (1769)	48	12	17	17	24			48	14年	兼香
輝良	宝暦 6年 (1756) ~寛政 7年 (1795)	40	13	16	24	32				5年	道香
忠良	安永 3年 (1774) ~天保 8年 (1837)	64	16	19	23	41		41	55	10年	輝良
実通	天明 8年 (1788) ~文化 2年 (1805)	18						×			忠良
忠香	文化 9年 (1812) ~文久 3年 (1863)	52	17	47		48		×			忠良
実良	天保 6年 (1835) ~慶応 4年 (1868)	34	24		33			×			忠香

二条家

名前	生没	没年齢	権大納言	内大臣	右大臣	左大臣	太政大臣	撰関	准三宮	撰関在職年数	実父
昭美	弘治 2年 (1556) ~元和 5年 (1619)	64							50	5年	二条晴良
康道	慶長 12年 (1607) ~寛文 6年 (1666)	60	13	15	23	26				13年	九条幸家
光平	寛永元年 (1624) ~天和 2年 (1682)	59	14	19	24	29				13年	二条康道
綱平	寛文 12年 (1672) ~享保 17年 (1732)	61	13	33	37	44				5年	九条兼晴
吉忠	元禄 2年 (1689) ~元文 2年 (1737)	49	16	27	34	38				2年	二条綱平
宗熙	享保 3年 (1718) ~元文 3年 (1738)	21	16	20	21			×			二条吉忠
宗基	享保 12年 (1727) ~宝暦 4年 (1754)	28	16	19	23			×			九条幸教
重良	宝暦元年 (1751) ~明和 5年 (1768)	18	10					×			二条宗基
治孝	宝暦 4年 (1754) ~文政 9年 (1826)	73	19		38	43		×			二条宗基
齐通	天明元年 (1781) ~寛政 10年 (1798)	17	14	17				×			二条治孝
齐信	天明 8年 (1788) ~弘化 4年 (1847)	60	21	28	33	37		×			二条治孝
齐敬	文化 13年 (1816) ~明治 11年 (1878)	63	16	44	47	48				6年	二条齐信

鷹司家

名前	生没	没年齢	権大納言	内大臣	右大臣	左大臣	太政大臣	撰関	准三宮	撰関在職年数	実父
信房	永禄 8年 (1565) ~明暦 3年 (1657)	93								3年	二条晴良
信尚	天正 18年 (1590) ~元和 7年 (1621)	32								4年	信房
教平	慶長 14年 (1609) ~寛文 8年 (1668)	60	11	24	24	32		×			信尚
房輔	寛永 14年 (1637) ~元禄 13年 (1700)	64	12	22	25	27				20年	教平
房熙	万治 2年 (1659) ~享保 10年 (1725)	67	13	23	25	32				5年	房輔
房熙	宝永 7年 (1710) ~享保 15年 (1730)	21	13	19				×			近衛家熙
尚輔	享保 11年 (1726) ~享保 18年 (1733)	8						×			近衛家熙
基輝	享保 12年 (1727) ~寛保 3年 (1743)	17	11	17				×			一条兼香
輔平	元文 4年 (1739) ~文化 10年 (1813)	75	10	18	21	40				5年	閑院宮直仁親王
政熙	宝暦 11年 (1761) ~天保 12年 (1841)	81	10	29		31		35	55	20年	輔平
政通	寛政元年 (1789) ~明治元年 (1868)	80	13	42	27	32	54	35	68	34年	政熙
輔熙	文化 4年 (1807) ~明治 11年 (1878)	72	15		51					1年	政通
輔政	嘉永 2年 (1849) ~慶応 3年 (1867)	19	15					×			輔熙